

令和 7 年度大牟田市一般廃棄物処理実施計画

この一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により策定された大牟田市ごみ処理基本計画及び大牟田市生活排水処理基本計画に基づき、令和 7 年度に実施する一般廃棄物処理に関して必要な事項を定めたものである。

1 基本方針

本市における廃棄物を適正に処理することにより、快適な生活環境の確保及び公衆衛生の向上を図る。

2 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

3 処理区域

大牟田市全域 81.45 平方キロメートル

4 ごみ処理計画

(1) 種別並びに収集、運搬及び処分方法

種 別		収 集・運 搬		処 分		
		処理主体※7	回数	処理主体※8	処分方法	
家庭系ごみ	燃えるごみ	市及び委託業者	週 2 回 (計画収集)	大牟田・荒尾清掃施設組合	固形燃料化	
	燃えないごみ・有害ごみ	市及び委託業者	2 週 1 回 (計画収集)	市	資源化・埋立	
	資源物	カン類、ビン類、ペットボトル、白色トレイ	委託業者	2 週 1 回 (計画収集)	市	資源化
		紙類、古布・古着類	委託業者	2 週 1 回 (計画収集)	委託業者	
		その他のプラスチック	収集：市 運搬：委託業者	週 1 回 (計画収集)		
	大型ごみ・臨時ごみ	市	申込みの都度	大牟田・荒尾清掃施設組合 市	固形燃料化 資源化・埋立	

事業系ごみ	事業者 A ※ ₁	燃えるごみ	市及び委託業者	週2回 (計画収集)	大牟田・荒尾清掃施設組合	固形燃料化	
		燃えないごみ・有害ごみ※ ₃	市及び委託業者	2週1回 (計画収集)	市	資源化・埋立	
		資源物	カン類、ビン類、ペットボトル、白色トレイ※ ₃	委託業者	2週1回 (計画収集)	市	資源化
			紙類、古布・古着類※ ₃	委託業者	2週1回 (計画収集)	委託業者	
			その他のプラスチック※ ₃	収集：市 運搬：委託業者	週1回 (計画収集)		
		機密文書※ ₄	許可業者、古紙回収業者又は排出者	—	古紙再生業者		
	大型ごみ※ ₅	許可業者又は排出者	—	大牟田・荒尾清掃施設組合	固形燃料化		
				市	資源化・埋立		
	事業者 B ※ ₂	燃えるごみ	許可業者又は排出者	—	大牟田・荒尾清掃施設組合	固形燃料化	
		燃えないごみ・有害ごみ※ ₃	許可業者又は排出者	—	市	資源化	
		資源物※ ₃	許可業者又は排出者	—	市	資源化	
		機密文書※ ₄	許可業者、古紙回収業者又は排出者	—	古紙再生業者		
		大型ごみ※ ₅	許可業者又は排出者	—	大牟田・荒尾清掃施設組合	固形燃料化	
	市				資源化・埋立		
その他	学校給食	市	週に2回 (計画収集)	市	堆肥化		
	ディスプレイ排水処理汚泥	許可業者	—				
共通	剪定枝・刈草※ ₆	排出者又は許可業者(事業系のみ)	—	許可業者	堆肥化		

備考

- ※₁ 「事業者 A」：燃えるごみ及び燃えないごみの1日平均排出量が30kg未満の事業者。
- ※₂ 「事業者 B」：燃えるごみ及び燃えないごみの1日平均排出量が30kg以上の事業者。
- ※₃ 事業系ごみの「燃えないごみ」「有害ごみ」「資源物」のうち産業廃棄物に該当する物については、一般家庭から排出される物と同種の物で同程度の量に限る。
- ※₄ 「機密文書」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第7条第1項ただし書きに定める専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(以下「専ら物」という。)として再生することができる機密文書をいう。
- ※₅ 事業系の「大型ごみ」は市が指定する品目に限る。
- ※₆ 「剪定枝」は、計画収集により、長さ80cm、直径10cmの枝で束の直径30cm以内であれば、1回につき2束まで燃えるごみとして収集。「剪定枝」及び「刈草」とも、有料指定ごみ袋に入れて計画収集に出すことも可能。
- ※₇ 収集・運搬の処理主体の「許可業者」とは、法に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。収集・運搬の処理主体の「古紙回収業者」とは、専ら物として古紙のみの収集又は運搬を業として行う者をいう。
- ※₈ 処分の処理主体の「許可業者」とは、法に規定する一般廃棄物処分業者をいう。

(2) 排出方法

ア 家庭系ごみ

(ア) 燃えるごみ及び燃えないごみ

市民は、家庭用指定袋を使用し、袋の口を異物を用いずに結び、収集日にステーション又は指定路線に排出するものとする。

なお、家庭用指定袋は、家庭系ごみ（大型ごみを除く。）のみに使用できるものとする。

(イ) 資源物

市民は、50世帯程度に1カ所設置したリサイクル集積所に、カン類、ビン類、紙類、プラスチック類及び古布・古着類（排出源による5種13分別）を、市が指定した方法によって、回収日に排出するものとする。

資源物の区分

種 別	分 別 種 類
1. カン類	①空き缶、②スプレー缶
2. ビン類	③無色、④茶色、⑤その他の色
3. 紙類	⑥新聞、⑦段ボール、⑧雑誌、 ⑨紙パック、⑩その他の紙類
4. プラスチック類	⑪ペットボトル・白色トレイ、 ⑫その他のプラスチック
5. 古布・古着類	⑬古布・古着

(ウ) 大型ごみ

市民は、大型ごみを排出する場合、大型ごみ受付センターへ申し込み、指定シールを貼付し、収集可能な場所へ持ち出すものとする。

なお、大型ごみとは、家庭用指定袋（大40リットル）の口を、異物を用いずに結べない大きさのもの（指定品目を除く。）及び市が指定したものとする。

(エ) 有害ごみ

市民は、蛍光管、水銀体温計、一次電池又は小型二次電池を排出する場合、透明袋又は半透明袋を使用し、燃えないごみの収集

日にステーション又は指定路線に排出するものとする。

(オ) 臨時ごみ

市民は、大掃除や引越しなどで収集日以外に燃えるごみ、燃えないごみ、資源物及び有害ごみを収集依頼する場合、大型ごみ受付センターへ申し込み、指定された日に収集可能な場所へ持ち出すものとする。排出方法については、それぞれのごみ種別のとおりとし、別途手数料を納入しなければならない。

イ 事業系ごみ

(ア) 燃えるごみ及び燃えないごみ

1日の平均排出量（燃えるごみ及び燃えないごみに限る。）が30キログラム未満の事業者については、事業所用指定袋を使用し、袋の口を異物を用いずに結び、ステーション又は指定路線に排出することができる。それ以外の事業者は、当該事業者又は許可業者が大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザへ搬入するものとする。

(イ) 大型ごみ

事業所から排出される大型ごみ（市が指定した品目に限る。）については、当該事業者又は許可業者が大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザへ搬入するものとする。

(ウ) 許可業者の指定

事業系ごみを大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザへ搬入することができる許可業者は、次に掲げる者とする。

有限会社ツカモト環境資源
株式会社大潮
有限会社コーショウクリーン
有限会社ミクリノ
株式会社塚崎運送

(3) 施設への搬入

大牟田・荒尾RDFセンター、大牟田市リサイクルプラザ及び大牟田市東部環境センターに搬入する場合は、市が定める受入基準に従わ

なければならない。

(4) 適正処理困難物

ア 処理施設における処理困難物

大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザにおいて処理が困難であるとして、大牟田・荒尾清掃施設組合及び市が指定しているもの及び法律等で定められているものについては、市による収集運搬及び施設（大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザ）での受入れは行わない。

イ 木くず又は刈草

燃えるごみのうち木くず又は刈草については、次に掲げる許可を有する処分業者へ搬入することができる。

有限会社萬葉

ウ ディスポーザ排水処理汚泥

集合住宅におけるディスポーザ排水処理システムから排出される汚泥は、その性状から大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザにおいて処理が困難であるため、大牟田市東部環境センターで処理する。

なお、大牟田市東部環境センターへ搬入することができる許可業者は、次に掲げる者とする。

共栄環境開発株式会社

(5) ごみ排出支援

ア 福祉収集

家庭系ごみの排出方法において、ごみの排出が困難な高齢者、障害者などで、市が定める審査基準を満たした者（世帯）について、燃えるごみ、燃えないごみ、資源物及び有害ごみを玄関先等で収集する。

イ 大型ごみ「持ち出し収集」

福祉収集対象世帯及び諸条件を満たし大型ごみの搬出が困難であると認められた世帯については、市が屋内及び敷地内から大型ごみを搬出し収集する。ただし、以下のものについては、搬出・収集を行わない。

- (ア) 事業系ごみ
- (イ) 市が指定する収集できないもの
- (ウ) ロープや重機等を用いて搬出しなければならないもの
- (エ) 容易に解体できないもの
- (オ) 現地調査により市が搬出・収集できないと判断したもの

(6) 資源物回収事業

ア 休日資源物受入れ事業

地域のリサイクル集積所を利用することができない市民について、休日（市長が指定する日）に資源物の受入れを実施する。

イ 小学校空き缶回収事業

市は、小学校に回収容器を設置し、児童が家庭等から持参した空き缶を回収し、売却益を各小学校へ還元する。

ウ 使用済み小型家電回収事業

使用済み小型家電については、大牟田市リサイクルプラザにおいて、燃えないごみの中からの手選別による「ピックアップ回収」と公共施設及び商業施設に設置する専用ボックスによる「ボックス回収」により回収する。回収した使用済み小型家電は、処理業者へ売却する。

(7) ボランティア清掃支援事業

清潔で美しいまちづくりを推進するために、団体、個人及び公園愛護団体が行う、市内の道路、公園、河川、公共施設等のボランティア清掃活動に対し、無償でボランティア清掃袋を配布し収集する。

(8) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制に関する市民及び事業者への広報啓発活動の充実

(ア) 市民及び事業者に対する広報啓発活動

燃えるごみ、燃えないごみ、資源物、大型ごみ及び有害ごみに分ける5種分別の励行、更なるごみの減量、再生利用等の啓発を行うとともに、環境に関する意識を育てるため、次に掲げる広報啓発や活動等を行う。

- a 清掃週間、環境月間、食品ロス削減デーにおける啓発活動

- b クリーンキャンペーン（市内一斉清掃活動）
- c 市民及び事業者への説明会、出前講座、ごみ処理施設見学会並びにチラシ等の配布
- d 小学４年生への環境教育及びごみ処理施設見学会
- e 小学生及び園児を対象とした環境講座
- f 生ごみ堆肥化機材等購入費補助金交付事業
- g 生ごみ堆肥化講習会
- h ごみ減量アイデアコンテストの開催
- i ごみ減量サポーター登録制度の実施
- j 事業所訪問による周知啓発
- k 収集時の分別排出の指導啓発
- l 食品ロス削減に協力する飲食店等の拡大
- m 広報おおむた及び市のホームページによる広報啓発
- n その他市民等がごみの減量・資源化に取り組むために必要な情報の提供

(イ) 事業系ごみを多量に排出する事業者に対する減量化指導

大牟田・荒尾R D Fセンター及び大牟田市リサイクルプラザへの事業系ごみの適正な搬入の指導を充実させるとともに、1日平均30キログラム以上の排出事業者に対して、食品廃棄物の減量や紙類の分別による減量化・資源化を指導する。

イ 再資源化の方法

(ア) 燃えないごみ及び不燃性の大型ごみ

大牟田市リサイクルプラザにおいて、資源（スチール及びアルミ等）を回収し処理業者へ売却する。可燃性残さについては、大牟田・荒尾R D FセンターにおいてR D F（ごみ固形燃料）化を行うことで、大牟田市第三大浦谷埋立地への最終処分量の減量化を図る。

(イ) 資源物

① カン類、ビン類及びペットボトル・白色トレイ

大牟田市リサイクルプラザで選別などの中間処理を行う。中間処理後、カン類は処理業者へ売却する。また、ビン類、ペットボトル・白色トレイは、再資源化処理を委託する。

なお、カン類の売却益の一部は、環境美化や資源回収事業の活性化を図るため、地域へ還元する。

② 紙類、古布・古着類及びその他のプラスチック

委託業者が再資源化を行う。

③ 機密文書

古紙の処分を業として行う者により再資源化を行う。

(ウ) 有害ごみ

大牟田市リサイクルプラザ等において一時保管し、処理業者へ再資源化を委託する。

(9) 収集運搬計画量

(トン/年)

区 分		計 画 量	
計 画 収 集	燃えるごみ	直 営 分	2, 4 4 7
		委 託 業 者 分	1 6, 2 6 0
		計	1 8, 7 0 7
	燃えないごみ	直 営 分	9 3
		委 託 業 者 分	6 2 3
		計	7 1 6
	資 源 物	直 営 分	5 8 4
		委 託 業 者 分	2, 2 6 6
		計	2, 8 5 0
	大 型 ご み	直 営 分	7 0 0
	有 害 ご み	直 営 分	2
		委 託 業 者 分	1 3
		計	1 5
合 計		2 2, 9 8 8	
自 己 搬 入	燃えるごみ	一般及び許可業者分	6, 4 0 8
	燃えないごみ	一般及び許可業者分	1 0 3
	資 源 物	一般及び許可業者分	3 7 7
	大 型 ご み	一般及び許可業者分	8 2 4
	有 害 ご み	一般及び許可業者分	2
	合 計		7, 7 1 4
総 量 (計 画 収 集 + 自 己 搬 入)		3 0, 7 0 2	

(10) 処分計画

ア 中間処理方法

燃えるごみ及び可燃性大型ごみは、大牟田・荒尾RDFセンターでRDF（ごみ固形燃料）化する。燃えないごみ、不燃性大型ごみ及び資源物のうちカン類、ビン類及びペットボトル・白色トレイは、大牟田市リサイクルプラザで処理を行う。その他のプラスチックは、民間の施設で処理を行う。有害ごみについては、一次電池、二次電池、水銀体温計及び蛍光管に分け大牟田市リサイクルプラザ等において一時保管し、処理業者へ再資源化を委託する。

資源物のうち紙類及び古布・古着類については、古紙委託業者及び古布・古着委託業者が資源化処理を行う。

なお、燃えるごみのうち各小学校や給食センターからの調理くず及びディスプレイ排水処理汚泥の有機性廃棄物については、大牟田市東部環境センターで処理する。

(ア) 中間処理施設

a	施設名	大牟田・荒尾RDFセンター
	所在地	大牟田市健老町 468 番地
	敷地面積	20,019.96 平方メートル
	処理方式	ごみ固形燃料化
	処理能力	225 トン／日（75 トン／16 時間×3 系列）
b	施設名	大牟田市リサイクルプラザ
	所在地	大牟田市健老町 467 番地
	敷地面積	10,856.02 平方メートル
	処理方式	破碎処理・選別処理・圧縮処理・保管
	処理能力	66 トン／日（5 時間）
c	施設名	大牟田市東部環境センター
	所在地	大牟田市大浦町 14 番地 10
	敷地面積	16,711.78 平方メートル
	処理方式	高負荷脱窒素処理・高度処理、資源化（堆肥化）
	処理能力	359 キロリットル／日 有機性廃棄物 1.9 トン／日

- d 施設名(民間) 株式会社YKクリーン
 所在地 三潞郡大木町大字横溝 2734 番地 2
 処理方式 選別、圧縮、梱包、保管
 処理能力 4.8 トン／日 (8 時間)

(イ) 処理計画量

a 大牟田・荒尾RDFセンター (トン／年)

区 分			計 画 量
計画収集	直 営 分	燃えるごみ	2,430
		可燃性大型ごみ	518
	委託業者分	燃えるごみ	16,260
	合 計		19,208
自己搬入	一 般 及 び 許 可 業 者 分	燃えるごみ	6,404
		可燃性大型ごみ	724
	合 計		7,128
総 合 計			26,336

b 大牟田市リサイクルプラザ (トン／年)

区 分			計 画 量
計画収集	直 営 分	燃えないごみ	93
		不燃性大型ごみ	182
		有 害 ご み	2
	委託業者分	燃えないごみ	623
		資 源 物	850
		有 害 ご み	13
	合 計		1,763

自己搬入	一般及び 許可業者分	燃えないごみ	103
		不燃性大型ごみ	101
		資源物	377
		有害ごみ	2
合計			583
総合計			2,346

c 大牟田市東部環境センター (トン/年)

区 分		計 画 量	
有機性 廃棄物	直営分、一般 及び許可業者分	給食調理くず	17
		魚さい	0
		ディスポーザ 排水処理汚泥	4
合計		21	

d 民間処理施設 (トン/年)

区 分	計 画 量
プラスチック製容器包装	580

e 直接資源化分 (トン/年)

区 分	計 画 量
紙 類	1,240
古 布 ・ 古 着 類	160
合計	1,400

イ 最終処分方法

大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザでの不燃性残さ等は、一般廃棄物最終処分施設である大牟田市第三大浦谷埋立地において処分する。

(ア) 最終処分施設

施設名 大牟田市第三大浦谷埋立地
所在地 大牟田市大浦町 14 番地 1 外
埋立面積 25,300 平方メートル
容量 288,277 立方メートル

(イ) 処分計画量 (トン/年)

区 分	計 画 量
最 終 処 分 量	1,220

(11) 犬、猫等の死がい

収 集 及 び 運 搬		処 分	
処 理 主 体	回 数	処 理 主 体	処 分 方 法
市	申出により その都度	委託業者	焼却処理

(12) 災害に伴う廃棄物の処理

本市において大規模な災害が発生した場合には、「大牟田市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑・迅速に処理を行う。

5 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 種別並びに収集、運搬及び処分方法

種 別	収 集 及 び 運 搬		処 分	
	処 理 主 体	回 数	処 理 主 体	処 分 方 法
し 尿	市 又 は 委託業者	21 日に 1 回	市	資源化（堆肥化） 処理水は放流
浄化槽汚泥	許 可 業 者		市	資源化（堆肥化） 処理水は放流

ア し尿

公共下水道及び浄化槽を除いた一般家庭、事業所等のくみ取り便所のし尿を、定期的又は収集依頼時に収集する。

イ 浄化槽汚泥

浄化槽清掃に伴い搬出される浄化槽汚泥は、浄化槽管理者から委託された許可業者が大牟田市東部環境センターへ搬入する。

ウ 許可業者の指定

浄化槽汚泥を大牟田市東部環境センターへ搬入することができる許可業者は、次に掲げる者とする。

株式会社森商事
共栄環境開発株式会社
有限会社手鎌浄化槽センター
株式会社アメニティ
祐徳近海汽船株式会社

エ 施設への搬入

大牟田市東部環境センターに搬入する場合は、市が定める受入基準に従わなければならない。

(2) し尿の排出抑制・水洗化の促進

ア 排出抑制に関する市民及び事業者への広報啓発活動の充実

簡易水洗トイレは、水を使用するため普通トイレの約 2.4 倍の排出量となり、し尿排出量増大の大きな要因となっている。また、使用状況に見合わない便槽の設置やトイレの改造等により、緊急くみ取りの件数は依然として多く、計画収集に影響を及ぼすことが懸念される。このため、次に掲げる活動や広報啓発等を行う。

- (ア) 欠陥便槽（ひび割れ便槽、降雨時に浸水する便槽等）に対する改善及び適正便槽設置の指導
- (イ) 緊急くみ取り世帯に対する指導及び水洗化の啓発活動
- (ウ) クリーンキャンペーンなどのイベントでの啓発活動
- (エ) その他市民等が、し尿排出量の抑制に取り組むために必要な情報の提供

イ 水洗化促進の方法

家庭排水やトイレの水洗化は、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置が必要であり、公共用水域の水質改善に向け次の取組みを行う。

- (ア) 下水道接続支援制度及び合併処理浄化槽切替えに伴う補助制度の戸別ビラ入れによる周知啓発
- (イ) 下水道事業計画区域外のくみ取り及び単独処理浄化槽を設置する世帯への戸別訪問による合併処理浄化槽切替えに

伴う補助制度の周知及び普及促進活動

- (ウ) 公共下水道供用開始区域内のくみ取りや単独処理浄化槽設置世帯への戸別訪問による下水道接続促進
- (エ) し尿多量排出事業所に対する公共下水道又は合併処理浄化槽への切替え促進
- (オ) 市民に対する生活排水対策の必要性についての様々な広報媒体（広報おおむた、ホームページ、広告モニター、FM たんと等）による広報啓発活動

(3) 収集運搬計画量 (キロリットル/年)

区 分		計 画 量
し尿計画収集	直 営 分	8 4 0
	委 託 業 者 分	4 0 , 9 7 0
	計	4 1 , 8 1 0
浄化槽汚泥	許 可 業 者 分	2 4 , 7 2 0
合 計		6 6 , 5 3 0

(4) 処分計画

し尿及び浄化槽汚泥は、大牟田市東部環境センターで処理を行い、処理水は放流、汚泥については有機性廃棄物と合わせて資源化（堆肥化）を行う。

ア 処理施設

施設名 大牟田市東部環境センター
所在地 大牟田市大浦町 14 番地 10
敷地面積 16,711.78 平方メートル
処理方式 高負荷脱窒素処理・高度処理、資源化（堆肥化）
処理能力 359 キロリットル/日
有機性廃棄物 1.9 トン/日

イ 処理計画量

収集運搬計画量に同じ。